

資料室



HOME | 資料室 | 労働組合 | 組織活動 | 基本的人権と労働組合

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

組織活動

組織運営と法律

労働安全衛生

経営対策活動

教育・宣伝活動

労働時間をめぐる諸問題

教育活動

選挙活動

組合組織（公務員）

教育カリキュラム

▶ キーワード検索はこちら

基本的人権と労働組合

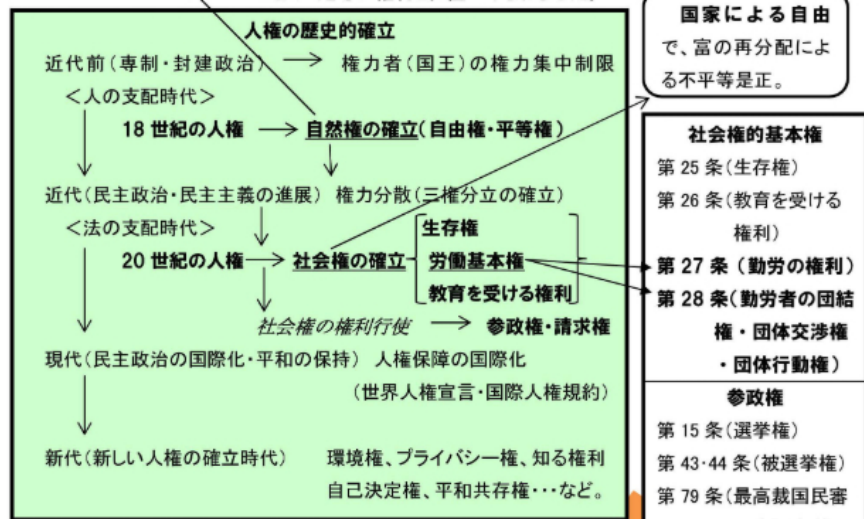
基本的人権と労働組合 1

（日本国憲法と労働組合）

労働組合の誕生は、労働者を人間として認め、「自由・平等」の基本的人権を求める運動でもあります。労働組合で団結することは「個人の自由」を束縛することになり、自由に反するものとして禁止、弾圧の対象とされました。しかし、資本主義の発達とともに貧富の差は拡大し矛盾は大きくなるばかりで、社会不安も増大しました。自由や平等の極大化は逆に不自由・不平等を生む結果となる、社会的抑止と調和する機能がなければ「自由・平等」の基本的人権は悪害を招くことが歴史的に実証されてきました。こうして、20世紀の人権として「社会権」が基本的人権と位置づけられました。労働基本権は社会権の一つとして、基本的人権として、侵すことのできない権利と位置づけられました。

国家からの自由と
呼ばれ、市民革命（18世紀）によって市民が獲得した自由で、生まれながらの侵すことのできない個人の権利。

国家による自由
で、富の再分配による不平等是正。



- 社会権的基本権**
- 第25条(生存権)
 - 第26条(教育を受ける権利)
 - 第27条(勤労の権利)
 - 第28条(勤労者の団結権・団体交渉権・団体行動権)
 - 参政権
 - 第15条(選挙権)
 - 第43・44条(被選挙権)
 - 第79条(最高裁国民審査)など。

精神の自由	平等権 第14条(法の下での自由) 第24条(両性の本質的平等)	人身の自由	第18条(奴隷的拘束・苦役からの自由)
	自由権的基本権 第19条(思想・良心の自由) 第20条(信教の自由) 第21条(集会・結社・表現の自由、通信の秘密) 第23条(学問の自由)		第31条(法定手続きの保障) 第33・34・35条(不法な逮捕、抑留、拘禁、侵入、搜索、押収に対する保障) 第36条(拷問、残虐刑の禁止) 第38条(自白強要の禁止) 第37・38・39条(刑事被告人の権利)
		経済自由	第22条(住居・移転・職業選択の自由) (外国移住、国籍離脱の自由) 第29条(財産権の不可侵)

日本国憲法

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録
お申し込みはこちらです。

[>>一覧へ戻る](#)

[📍 サイトマップ](#) [📍 このサイトについて](#) [📍 個人情報保護の取組みについて](#)

[📍 ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.